

# 福岡市における墓地・納骨堂の需給状況について

## 第1章 はじめに

墓地は、市民生活にとって必要不可欠なものであり公共的な施設である。しかし、一度設置すると永年にわたる管理や宗教的感情と密接なつながりを持つことなどから、ただ単に量的充足が図られればよいというものではなく、適正な配置や周辺の生活環境との調和など公共の利益との調整が求められる。

また、墓地の利用者は「終の棲家」として墓地の経営が永代にわたり平穏に行われることを望んでおり、こうした利用者の意向が尊重されることが重要である。

もし、墓地経営が破綻した場合、その性格上、墓地を撤去することは容易ではない。墓地経営者不在のまま放置された墓地は荒廃を招き、利用者に多大な不利益を与えるだけでなく、生活環境を悪化させ公共の福祉が損なわれる恐れがある。このため、墓地経営者には、社会的責務を自覚した高い倫理性が求められる。

こうしたことから「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年5月31日 法律第48号）及び同法に係る国通知は、墓地の経営について、公衆衛生の確保にとどまることなく公共の福祉を実現するために、永続性と非営利性の確保を強く求めている。しかし、その取り扱いは必ずしも画一的に処理し難い問題であり、地域の実情に応じた対応が必要なことから、経営許可の判断については許可権者である都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）※の法目的に照らした広範な裁量に委ねられており、墓地の経営主体についても、原則として市町村等の地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合には、必要とする範囲において宗教法人又は公益法人による墓地の経営を認めるとしている。

福岡市においても、墓地、納骨堂の経営許可については、関係法令及びその具体的な許可基準や事務処理手続きを定めた「墓地等（墓地、納骨堂及び火葬場）許可事務取扱い要領」によりその事務を行っているところであるが、経営許可の事務遂行にあたっては、広域的な需給バランスの確保が必要であることから、平成27年に「福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査」を行っている。

この度、前回の調査から5年を経過したため、最新の需給状況等の把握と将来の需給予測のために、市民と経営者向けのアンケート調査を行い、その結果をとりまとめた。

※平成23年度に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）により、市又は特別区にあっては、市長又は区長が許可権限を有することとなった。なお、福岡県の場合、地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、市町村が処理することとされている。